

事務連絡
令和2年7月8日

各都道府県、保健所設置市、特別区

防災担当主管部（局）長 殿

衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
総務省自治行政局地域情報政策室長
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な
実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえれば、災害発生時において、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を適切に行いつつ、円滑かつ迅速に災害応急対策を実施することが必要です。避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）をはじめとする累次の通知及び事務連絡等によりお示してきたところですが、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の保健福祉部局が保有する新型コロナウイルス感染症に関する情報について、適時適切に都道府県及び市町村の防災担当部局と情報共有が図られることは、災害時の対応を適切に行う観点から有用であると考えられます。

つきましては、貴職におかれては、下記について留意いただくとともに、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局及び衛生主管部局に対しても、この旨周知し、災害時等における情報共有のあり方についてご検討いただきますようお願いいたします。

記

1. 平時からの情報共有

自宅療養者又は濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）の被災に備えて、平時から、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携して、災害時の対応の検討、役割分担の調整等を行い、あらかじめ、自宅療養者等の避難方法等を決め、伝えておくことが重要です。

災害時の対応に係る事前の検討・準備に必要な情報共有のあり方は、新型コロナウイルス

ス感染症の流行状況や地域の実情等に応じて様々考えられますが、次のような対応事例も参考にしつつ、自宅療養者等に不当な差別・偏見が生じないように十分に留意の上、関係部局の間で、自宅療養者等の避難先の確保や避難方法の伝達等についての責任主体、役割分担を決め、あらかじめ、具体的な情報共有の内容や方法を定めておくことが必要です。

①都道府県等の保健所と市町村の防災担当部局との間で、避難所に避難する可能性がある自宅療養者等の人数、おおよその居住地等の情報を共有し、自宅療養者等の避難の確保に向けた対応の検討、役割分担の調整等を行い、その結果に基づき、都道府県等の保健所から自宅療養者等に対して避難先、避難の方法等を伝えます。

② 都道府県等の保健所と都道府県及び市町村の防災担当部局とが連携し、都道府県等の保健所において、ハザードマップ等に基づき自宅療養者等が危険エリアに居住しているか否かの確認を行うとともに、仮にそうであれば、市町村の防災担当部局と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、都道府県等の保健所から自宅療養者等に対して避難先、避難方法等を伝えます。

なお、これら①、②の対応事例のような平時における事前の検討・準備に加えて、災害発生時において円滑に災害応急対策を実施できるよう、2. のとおり、災害発生時における情報共有についても検討・調整する必要があることに留意願います。

2. 台風接近等に伴い災害発生のおそれがある場合又は災害発生時の情報共有

平時において詳細な情報共有がなされていない場合であっても、台風接近等に伴い災害発生のおそれがある場合又は災害発生時においては、避難誘導、避難所運営、人的・物的応援の必要の判断など円滑に災害応急対策を実施するためには、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が必要に応じて、連携・協力して災害応急対策を行うことが必要であり、このために必要な情報が、当該対応に当たる関係者に対して、速やかに情報共有される必要があります。

このため、各都道府県等の個人情報保護条例に留意の上、自宅療養者等に関する災害応急対策に必要な情報共有が行えるよう、あらかじめ、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所との間で、災害発生のおそれがある場合又は災害発生時における情報共有について、情報共有する情報の内容、情報共有する対象者の範囲、情報の伝達方法など具体的な方法の調整を行い、その情報の取扱いや自宅療養者等に係る災害時の対応についての責任主体、役割分担を決めておくことが必要となります。

なお、台風接近等に伴う水害の場合には、数日前から警戒態勢に入ることが通例であると思われます。警戒態勢に入った段階において、速やかに情報共有を図ることにより、きめ細かな、かつ、余裕をもった避難対応を行うことが可能となることに留意願います。

3. 適時適切な情報提供

都道府県等の保健福祉部局において、自宅療養者等に係る情報を厳格に管理する観点から、当該部局から外部への情報提供を可能な限り少なくし、災害時においても都道府県等の保健福祉部局が自宅療養者等の避難等に係る対応を実施することも考えられます。そう

した場合であっても、自宅療養者等が万一避難所に避難する可能性が生じる場合には、都道府県等の保健福祉部局は、当該自宅療養者等の適切な避難をはじめとする避難所の運営に際して必要な情報について、速やかに、都道府県又は市町村の防災担当部局に対して、情報提供を行っていただくことが必要です。

4. 情報共有に当たっての補足

新型コロナウイルス感染症に関する情報共有に際しては、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付け事務連絡内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、総務省地域力創造グループ地域情報政策室）の内容に留意の上、情報共有が可能である旨の連絡をしているところです。その補足として、別紙のとおり、情報共有を可能とするための考え方を整理しておりますので、各団体の個人情報保護条例の解釈、適用にあたっての参考としていただきますよう申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付
崎村、和田、雨宮
TEL 03-3502-6047（直通）

総務省自治行政局地域情報政策室
高荒、高橋
TEL 03-5253-5525（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、亀田
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

地方公共団体が、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止の目的として、必要な自宅療養者等の氏名や住所等の情報を共有することについては、各地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、各地方公共団体が判断するものですが、個人情報保護条例の一般的な規定及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号、以下「行政機関個人情報保護法」という。(注：行政機関個人情報保護法の適用対象は国の行政機関のみ))の規定によった場合の一般的な考え方^{*}としては、以下のものがあげられますので、判断に当たっての参考にしてください。

- ① 目的外利用について本人同意を得る。
- ② 行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号及び第3号と類似の規定がある場合には、当該規定の適用を検討する。
- ③ 「人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要があるとき」、「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき」等の規定がある場合、当該規定の適用も検討する。

上記②に関連して、国においては、行政機関個人情報保護法の本規定に基づき

- ・ 外国で犯罪に巻き込まれた邦人を保護するため、外務省の旅券課が保有する保有個人情報について、同省の海外邦人安全課が利用する場合(同組織内において、海外邦人安全課が自らの所掌事務(邦人保護)の遂行のために他部局保有の情報を利用する事例) <同一自治体内の内部利用の参考事例>
- ・ 感染症予防や感染者の状況の追跡調査のため、法務省が保有する刑務所等での被収容者の診療記録について、保健所が利用する場合(他組織において、保健所が自らの所掌事務(疾病予防)の遂行のために他組織保有の情報を利用する事例) <他の自治体に情報共有を行う際の参考事例>

などの事例がありますので、災害発生時における自宅療養者等の適切な避難の確保等を検討するに当たり、参考としてください。

条例の規定によっては、新型コロナウイルス感染症対策という利用目的内と整理することが考えられ、また、当該利用目的と相当の関連性を有するものとして、当該利用目的を変更し、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の実施を新たな利用目的とする(利用目的に追加する)ことも考えられますので、参考としてください。

なお、例えば、都道府県から自宅療養者等に対し「居住する市町村に連絡し、発災時の対応を自主的に相談する」旨を依頼することで、個人情報に関する課題を解決する方法もあり得るので、あわせてご検討ください。

※ 行政機関個人情報保護法の利用及び提供の制限に係る解釈は次のとおりであり、個人情報を利用目的以外の目的のために提供する場合には留意することとされています。

- 行政機関個人情報保護法第8条2項1号（本人の同意があるとき）は、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考えられることから、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものです。
- ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできません。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他の第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書きに該当します。
- 「本人の同意」は、書面によることを要しません。
- 行政機関個人情報保護法第8条2項2号（行政機関内部の利用）及び3号（他の行政機関等への提供）では、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外として、行政機関が保有個人情報を内部で利用する場合、又は行政機関から他の行政機関等が保有個人情報の提供を受けて利用する場合について、法令の定める当該機関の事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由がある場合にのみ、保有個人情報を利用目的以外に利用・提供できることとしたものであり、「相当な理由のあるとき」とは、行政機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められます。
- 相当な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断することとなりますが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められます。
- ただし、2号又は3号に該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはなりません。
- 行政機関個人情報保護法第3条3項は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができることとしています。
- 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、想定することが困難でない程度の関連性を有することをいいます。また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関の恣意的な判断による変更を認めるものではありません。OECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事會勧告」においても、個人データの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しない、かつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきであるとしています。